

実証試験用シャインマスカット熟度測定機の製造委託業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和元年 7 月 8 日

長野県農業試験場長

1 業務の概要

(1) 業務名

実証試験用シャインマスカット熟度測定機の製造委託業務

(2) 業務の目的

平成 31 年度信州農業を革新する技術開発・実用化推進事業「プレミアム果実生産を後押しするハンディ型熟度測定機の開発」を推進するため、長野県農業試験場等が開発中のシャインマスカットの熟度測定方法を実証、評価する。

(3) 業務内容

長野県農業試験場等が開発中のシャインマスカットの熟度測定方法を用いた機器を製造する。また、長野県農業試験場の指示のもと、その機器の改善、調整等を行う。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 長野県農業試験場等が開発中のシャインマスカットの熟度測定方法を採用した熟度測定機のイメージ図
- イ 前述アによるシャインマスカット果粒の非破壊測定結果と搾汁後測定した果汁の測定値の間に高い相関関係が得られるように機器を改善、調整する体制、スケジュール
- ウ 機器の小型化の可能性
- エ 測定結果の表示方法、記録方法

(6) 業務の実施場所

長野県及び日本国内

(7) 履行期間又は履行期限

契約日～令和 2 年 2 月 21 日

(8) 費用の上限額

1, 0 0 0, 0 0 0 円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加する

ことができない者でないこと。

- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 5 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験又は技術的適正を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第 3 号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第 3 号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

ア 同種又は類似の業務の実績

イ 当該業務の実施体制

ウ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒382-0072	長野県須坂市小河原 492
	長野県農業試験場企画経営部
電話	026-246-2412（直通）
ファックス	026-251-2357
メール	nogyoshiken@pref.nagano.lg.jp
	山口光彦（部長）、福田勉（担当）

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和元年 7 月 16 日午後 5 時まで

イ 提出先 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに提出先に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（6）参加申し込みに関する質問

参加申し込みに関する質問は、以下により受け付けます。

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付期限 令和元年7月12日午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く）

ウ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
なお、提出した場合は、届いているか電話にて確認してください。

エ 回答方法 質問者に対し、電子メールまたはFAXにより質問毎に随時回答します。

（7）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（8）非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限の3日前までに、書面により農業試験場長から通知します。

イ 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農業試験場長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

（ア） 受付場所 3（4）に同じ。

（イ） 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（9）その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 企画提案書の作成・提出

（1）企画提案書の作成様式

様式第8号による。

（2）企画書の作成様式

様式第8号の附表（例）による。

（3）企画書記載上の留意事項

ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

イ 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務

の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問

企画提案書作成に関する質問は、以下により受け付けます。

- ア 受付場所 3 (4) に同じ。
- イ 受付期限 令和元年7月17日まで
- ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- エ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
なお、提出した場合は、電話で届いているか確認してください。
- オ 回答方法 質問者に対し、電子メールまたはFAXにより質問毎に随時回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和元年7月24日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- イ 提出先 3 (4) に同じ。
- ウ 提出部数 5部（正本1部、コピー5部）
- エ 提出方法 持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに3 (4) の提出先に到達したものに限ります。
郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。
- オ 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式第8号）
- (イ) 企画書（様式第8号の附表）
- (ウ) 経費見積書（様式任意）

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	審査内容	配点
1 業務の内容	・外部環境に左右されにくい測定が行われる工夫があるか。 ・令和2年に市販化を想定した熟度計を作る場合、小型化できる可能性があるか。	30
2 業務の実施体制	・本事業を遂行できる体制を有しているか。	20
3 業務についての経験若しくは技術的適正の有無に関する事項	・実施する業務の内容は適切か。 ・本事業と類似の業務を実施した実績があるか。	30
4 業務に要する経費及びその内訳	・見積内容、積算根拠が適切か。	10
5 その他業務の目的を達するために有効な事項	・本事業を効果的に遂行できる提案となっているか。	10
合計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

イ 企画書の選定に当たっては、企画選定委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和元年7月29日13時から 長野県農業試験場 大会議室

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県農業試験場長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県農業試験場長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県農業試験場企画経営部において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

ア (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県農業試験場長に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。

(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

ア 提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者【並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者】は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

6 契約書案

別添契約書（案）のとおり

7 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により長野県農業試験場長に対して提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

8 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県農業試験場企画経営部において閲覧に供します。

9 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒382-0072 長野県須坂市小河原 492
長野県農業試験場企画経営部
電話 026-246-2412 (直通)
ファックス 026-251-2357
メール nogyoshiken@pref.nagano.lg.jp
山口光彦 (部長)、福田勉 (担当)

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。